

老発 0515 第 1 号
令和 2 年 5 月 15 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」を定め、令和 2 年 4 月 30 日から適用することとしたので通知する。

については、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いします。